湯沢市における 地方税法第422条の3の規定に基づく 「価格通知書」の取扱い変更に関するお知らせ

湯沢市の不動産(土地・建物)について、登記申請を行うために評価額を確認する必要がある場合の取扱いを、 **令和6年4月1日から、**次のとおり変更いたしました。

- ★登記申請の際には、申請人において不動産の評価額を事前に調査の 上、登録免許税を算出し、適正に納付していただく必要があります。
- 1 これまで湯沢市長から無料で交付を受けていた「地方税法第422条の 3の規定による価格通知書」は、令和6年3月31日をもって原則として 廃止されました。ただし、当分の間、未評価地などで、登記官が必要と判断 した場合には、「価格通知書」の無料交付を受けることができます。
- 2 評価額は、湯沢市長が発行する「固定資産(土地・家屋)課税明細書 (納税通知書送付時に添付)」により確認していただくことができます。 それがない場合は、湯沢市長が発行する「評価証明書(有料)」又は「土地・家屋名寄帳兼課税台帳(有料)」等により不動産の評価額を確認していただくことができます。
 - ※「評価証明書」、「土地・家屋名寄帳」の請求方法等につきましては、湯沢市役所税務課納税班(TEL:0183-73-2118)にお問い合わせください。

令和6年4月

秋田地方法務局大曲支局 TEL 0187-63-2100(代表)